4. 社会保険分野

	· F 4
社会保険(1)	任意継続被保険者制度の見直し
規制の現状	継続して被保険者期間2ヵ月以上の者が資格喪失後、保険者に申し出ることで最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続される。 今次の医療制度改革により、任意継続被保険者には、傷病手当金を支給しないことになったが、保険料を前納した場合、年4%で控除されるなど、合理的でない枠組みが残っている。
要望内容	①任意継続被保険者制度の存廃について、健保組合が選択できるようにすべきである。 ②制度の存続を選択する場合でも、健保組合が、ア.任意継続期間(2年以内)、 1.資格取得に必要な健康保険被保険者期間、ウ.前納する保険料額における控 除額について、それぞれ任意に設定できるようにすべきである。
要望理由	①被用者保険の給付率が統一されたことで制度間の差がなくなり、任意継続被保険者制度の意義が薄れている。同制度は、退職者保護という例外措置として、申請により暫定的に被保険者になることを認めるものであり、仮に、申請しなければ、国民健康保険の被保険者となる道も開かれている。②現行制度を維持するための事務処理負担等が、健保組合の運営を圧迫していることから、早急な見直しが求められる。
根拠法令等	健康保険法第3条4項、第37条、第38条、第47条、第165条 健康保険法施行令第49条
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局保険課

社会保険(2)	新規事業所編入(同一健保組合内事業所における会社設立)に関する 規約変更の緩和
規制の現状	健康保険組合の規約に関して、健康保険法施行規則第5条2項に規定されている規約の変更(設立事業所の増加または減少)を行う場合には、厚生労働大臣の認可を要するとされている。
要望内容	健保組合に既に加入している事業所が会社設立により新規に当該健保組合に編入する場合は、厚生労働大臣の認可を不要とすべきである(認可事項から届出事項への変更)。 また、添付書類は簡素化を図るべきである。
要望理由	2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省は、「健康保険組合は、(中略)加入事業所には同一の企業や業種といった一定の共通基盤を求めているが、当該要件を満たしているかどうか確認する必要があることから、認可を必要とする」と回答している。 企業は国際競争力を維持するため、アウトソーシングや分社化、子会社統合など機動的な組織再編を行っており、それに伴い健保組合への設立事業所の編入・統合が必要となる。その際、同一健保組合における会社設立の場合、現行制度のもとでは認可の前提となる登記簿等(登記簿謄本、株主名簿、出資証明書、役員名簿、定款)の準備の都合上、設立後に認可申請せざるを得ず、被保険者証の交付が遅れるなどの事態が生じている。そうした事態を回避し、手続きにかかる負担が企業の機動的な組織再編を妨げることのないよう、柔軟な対応が求められる。同一健保組合における会社設立について、資本関係や役員構成など共通基盤を有すると認められる一定の用件を満たすならば、届出制への移行を認めるべきである。
根拠法令等	健康保険法第16条 健康保険法施行規則第5条2項
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局保険課

社会保険(3)	健康保険被保険者証(カード保険証)の券面表示の見直し
規制の現状	現在、IC カード保険証の発行は、省令により次の規制を受けている。 一般被保険者が在籍する事業所について、①記号(3桁)、②名称、③所在地 の印字は、人事異動等で変更した場合、速やかに変更(保険証の差し替え)す ることになっている。
要望内容	ICカード保険証の券面表示については、次の内容で印字することを可能とすべきである。 ①記 号:編入事業所の固有番号→全事業所の共通番号 ②名 称:編入事業所の固有名詞→○○健康保険組合加入事業所 ③所在地:編入事業所の所在地→○○健康保険組合の所在地
要望理由	①健保組合では、被保険者番号により全ての被保険者に係わる情報をシステム管理し、また、被保険者番号の取扱いは、当該健保組合の加入時に発行した番号を資格喪失まで継続使用している場合がある。この場合には、当該健保内事業所の間を人事異動しても、「事業所記号」、「事業所名」、「事業所所在地」は、データベースでシステム管理され、事由発生時に更新している。したがって、現行の規制では人事異動の都度、カード保険証の更新が生じることとなるが、改善により継続使用が可能となり、再発行のコストが軽減できる。所在地変更などの場合、被扶養者も含めた加入者全員分の回収・配布の手間が発生している。また、カードの券面表示を要望内容に変更しても、医療機関等での事務処理に障害がないことから、固有名称等の券面表示の必要性がない。②2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省は、「医療機関において疾病又は負傷が業務上か業務外か事業所に確認する必要があること等の理由から」省略困難であるとしているが、被保険者本人なり、加入している健保組合などに確認することで代替できる場合が大半であり、かかる指摘は当たらない。
根拠法令等	健康保険法施行規則第23条 「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成13年2月14日平成13年 厚生労働省令第12号)
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局保険課

社会保険(4)	厚生年金保険・健康保険・雇用保険の資格取得・喪失に係る 届出手続の一元化【新規】
規制の現状	同一社員に対する届出手続(資格取得・喪失)であるのに、社会保険の場合は社会保険事務所、雇用保険の場合は公共職業安定所というように別々の窓口に届出なければならない。
要望内容	社会保険と雇用保険の資格取得・喪失に係る届出手続を一元化し、社会保 険事務所あるいは公共職業安定所のいずれかの窓口で双方の手続を完了で きるようにすべきである。
要望理由	社会保険や雇用保険の届出手続きについては、添付書類の削減・省略など 簡素・合理化を進める一方で、届出窓口及び書類の一元化を図ることにより、 企業の事務処理負担だけではなく、行政の事務処理負担も併せて軽減され る。
根拠法令等	健康保険法第48条、健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法第27条、厚生年金保険法施行規則第15条、第22条 雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第6条、第7条
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局保険課 職業安定局雇用保険課

社会保険(5)	社会保険労務士法による社会保険業務委託の制限見直し【新規】
規制の現状	①社会保険労務士(事務所)または社会保険労務士法人ではない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士の業務(行政機関等への届出、申請書類の作成等)を行ってはならない。 ②社会保険労務士の資格を持たない者(企業等)が出資して、社会保険労務士事務所または社会保険労務士法人を設立することはできない。
要望内容	①行政機関等に提出する申請書類の作成や届出等の業務を、社会保険労務士(事務所または法人)以外に業務委託することを可能にすべきである。②社会保険労務士の資格を持たない者(企業等)であっても、社会保険労務士の資格を有する者を雇用することにより、社会保険労務士事務所及び社会保険労務士法人を株式会社として設立し、他企業の社会保険労務士法第2条に規定された業務が受託できるようにすべきである。
要望理由	①近年、企業では、経営効率化や業務の高度化等の観点から、人事労務関係業務等についてアウトソーシング化や分社化により集中処理を進めている。しかし一方で、法人がこれらの業務をより組織的・専門的・機動的に行う際には制約を受けていることから、規制改革が求められる。②社会保険労務士事務所及び社会保険労務士法人を株式会社等として設立することが可能になれば、グループ企業等他企業における社会保険労務士法第2条に規定された業務を受託して集中処理することができる。併せて、代行サービス市場の拡大が期待できる。
根拠法令等	社会保険労務士法第2条、第3条、第14条の2第2項、第25条の6~11、第27条
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 社会保険庁運営部企画課